

2028年(令和10年)第82回国民スポーツ大会

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会

第 3 回 総 会



長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日時：令和8年10月22日（木）午後3時30分～

場所：塩尻総合文化センター1階講堂

塩尻市

目 次

1 報告事項

(1) 専決処分事項について

ア 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会令和7年度収支決算……………	1
イ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会における委員の変更……………	2
ウ 令和8年度予算流用……………	3
(2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会委員の変更について……………	4
(3) 開催準備経過……………	7
(4) 競技別リハーサル大会の開催について……………	9

2 審議事項

【第1号議案】信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合年次計画 (年度別業務一覧)の改定(案)……………	10
【第2号議案】信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市情報通信基本計画(案)……………	17

3 委任事項

(1) 総務企画専門委員会における委任事項

ア 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市案内所・休憩所設置運営要項……………	19
イ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし実施要項……………	21
ウ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市遺失物・拾得物取扱要項……………	22
エ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市保険加入要項……………	38
オ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項……………	42
カ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店募集要領……………	49
キ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市競技別リハーサル大会 ボランティア業務計画……………	53

(2) 競技式典専門委員会における委任事項

ア 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市情報通信業務実施要項……………	54
イ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市式典実施要項……………	56

(3) 宿泊衛生専門委員会における委任事項

ア 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市医療救護要項……………	58
イ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市感染症(防疫)対策要項……………	65
ウ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市弁当調達要項……………	66
エ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市弁当調製施設選定基準……………	69
オ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市弁当調製施設募集要領……………	72

(4) 輸送交通専門委員会における委任事項

- ア 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市輸送・交通業務実施要項……………77
- イ 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市警備・消防防災業務実施要項……………80

○ 別冊資料

- 資料1：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画
- 資料2：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市ボランティア募集要項
- 資料3：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市競技運営基本計画
- 資料4：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合計画
- 資料5：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市式典基本計画
- 資料6：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市宿泊基本計画
- 資料7：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市医事・衛生基本計画
- 資料8：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市食品衛生対策要項
- 資料9：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市環境衛生対策要項
- 資料10：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市輸送・交通基本計画
- 資料11：信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市警備・消防防災基本計画

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会第3回総会 次第

日 時：令和8年10月22日（木）午後3時30分

会 場：塩尻総合文化センター1階講堂

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 専決処分事項について
- (2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会委員の変更について
- (3) 開催準備経過
- (4) 競技別リハーサル大会の開催について

4 議 事

【審議事項】

第1号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合年次計画
(年度別業務一覧)の改定(案)

第2号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市情報通信基本計画(案)

【委任事項】

各専門委員会における委任事項

5 青の煌めきあおもり国スポ大会の視察について

6 閉 会

<次回会議予定>

日 時：令和9年3月23日(火) 15時30分～

場 所：塩尻市保健福祉センター3階市民交流室

専決処分事項について

令和8年3月17日（火）に開催された「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会第2回総会」において承認された令和7年度収支決算について、残金を次年度繰越金として取り扱うこととして承認を受けたが、その後、市財政当局から戻入精算をするよう指示があったことから、残金21,251円を次年度繰越金ではなく、市への戻入金として取り扱うことについて、実行委員会会則第13条の規定により会長の専決処分とするもの。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
令和7年度収支決算

➤ 収入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額 流用額	予算現額	決算額	増減額	備 考
1. 市負担金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	塩尻市負担金
合 計	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	

➤ 支出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額 流用額	予算現額	決算額	不用額	備考
1. 総務費	50,000	3,000	53,000	52,910	90	
(1) 会議費	50,000	3,000	53,000	52,910	90	・ 実行委員会角印 ・ NAS(ネットワーク接続型ストレージ)
2. 開催推進費	950,000	△3,000	947,000	925,839	21,161	
(1) 広報啓発費	100,000	△3,000	97,000	75,900	21,100	啓発用横断幕
(2) 視察調査費	850,000	0	850,000	849,939	61	先催県視察旅費 ・ 本大会視察 ・ リハーサル大会視察 ・ 事業概要説明会
合 計	1,000,000	0	1,000,000	978,749	21,251	

市へ戻入

【収入額】 【支出額】 【差引残額】 (~~次年度繰り越し~~)
1,000,000 円 － 978,749 円 ＝ 21,251 円

専決処分事項について

令和8年度の信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会の委員において、アーバンスポーツがデモンストレーションスポーツに正式承認されたことに伴う委員の追加及び本市における区長の事務負担軽減の取り組みに伴い委員を解嘱としたことについて、実行委員会会則第13条の規定により会長の専決処分とするもの。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会における委員の変更

追 加

【委員】1名

(敬称略)

所属機関・団体名	役 職	氏 名
一般社団法人アーバンスポーツ信州	代表理事	平林 巧造

解 嘱

【参与】1名

(敬称略)

所属機関・団体名	役 職	氏 名
塩尻市区長会	会 長	伊藤 秀文

専決処分事項について

令和８年度の信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会の予算において、会場設計等業務委託料の減額に伴い、視察調査費及び新たに費用負担が発生した大会備品輸送費への予算流用について、実行委員会会則第１３条の規定により会長の専決処分とするもの。

令和８年度予算流用

➤ 収入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用額	流用後予算額	備 考
１．市負担金	3,030,000	0	3,030,000	塩尻市負担金
合 計	3,030,000	0	3,030,000	

➤ 支出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用額	流用後予算額	備考
１．総務費	65,000	0	65,000	
(１)会議費	15,000	0	15,000	会議資料(再生紙)代、郵便料等
(２)事務局費	50,000	0	50,000	消耗品費、備品費等
２．開催推進費	615,000	480,000	1,095,000	
(１)広報啓発費	265,000	0	265,000	のぼり旗(ポール+注水台セット)バックパネル等
(２)視察調査費	350,000	480,000	830,000	本大会視察 青森県（事務局・実行委員 8 名） 事業概要説明会 青森県（事務局 4 名）
３．大会競技運営費	2,350,000	△480,000	1,870,000	
(１)会場設計等業務委託料	2,350,000	△880,000	1,470,000	本大会及びリハ大会の図面作成、各種配置計画、費用積算等
(２)大会備品輸送業務委託料	0	400,000	400,000	大会持ち回り物品輸送 (青森県三沢市→塩尻市)
合 計	3,030,000	0	3,030,000	

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会における 委員の変更について

令和8年度における「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会」の委員変更について、次のとおり報告します。

【監事】 (敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
塩尻市 会計管理者	佐原 幸代	成田 輝美

【委員】 (順不同・敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
塩尻市校長会 会長	米窪 治紀	小坂 寿樹
塩尻地区タクシー協議会 代表	矢島 徳彦	小松 裕
一般社団法人アーバンスポーツ信州 代表理事	平林 巧造	—

【参与】 (順不同・敬称略)

所属機関・団体名・役職	新任者	前任者
塩尻市教育委員会 委員	中澤 延夫	甕 剛
塩尻市 PTA 連合会 会長	小松 正史	奥村 藍
塩尻ロータリークラブ 会長	都築 文男	大輪 幸夫
塩尻桔梗ライオンズクラブ 会長	清水 信男	永原 力
塩尻市区長会	—	伊藤 秀文

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会 役員・委員名簿

(順不同・敬称略)

【会長】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏 名
1	市 関 係	塩尻市	市 長	百 瀬 敬

【副会長】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏 名
1	市 議 会 関 係	塩尻市議会	議 長	赤 羽 誠 治
2	ス ポ ー ツ 関 係	塩尻市スポーツ協会	会 長	丸 山 智 之
3	産業・経済・観光 関 係	塩尻商工会議所	会 頭	小 松 稔
4	市 関 係	塩尻市	副市長	石 坂 健 一
5		塩尻市教育委員会	教育長	佐 倉 俊

【監事】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏 名
1	市 関 係	塩尻市監査委員	代表監査委員	岡 本 忠 久
2		塩尻市	会計管理者	佐 原 幸 代

【委員】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏 名
1	教育・学校関係	塩尻市校長会	会 長	米 窪 治 紀
2	産業・経済・観光 関 係	塩尻商工会議所	専務理事	篠 原 清 満
3		塩尻市観光協会	会 長	林 修 一
4	輸送・交通関係	塩尻地区タクシー協議会	代 表	矢 島 徳 彦
5	ス ポ ー ツ 関 係	長野県バドミントン協会	理事長	新 井 研 二
6		長野県銃剣道連盟	理事長	松 田 千 眞 男
7		長野県スポーツウエルネス吹矢協会	会 長	沖 正 雄
8		一般社団法人アーバンスポーツ信州	代表理事	平 林 巧 造
9		塩尻市スポーツ協会	副会長	小 澤 な つ 子
10		塩尻市スポーツ協会	副会長	嶋 崎 光 尚
11		塩尻市スポーツ協会	副会長	柳 生 高 広
12		塩尻市スポーツ協会	専務理事	寺 澤 好 則
13		塩尻市スポーツ推進委員協議会	会 長	松 井 元

【顧問】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏 名
1	県 議 会 関 係	長野県議会	議 員	続 木 幹 夫
2		長野県議会	議 員	丸 山 寿 子

【参与】

No.	選出区分	機関・団体名	団体等役職	氏 名
1	教 育 関 係	塩尻市教育委員会	教育長職務代理者	碓 井 邦 雄
2		塩尻市教育委員会	委 員	中 澤 延 夫
3		塩尻市教育委員会	委 員	八 島 思 保
4		塩尻市教育委員会	委 員	小 松 裕 美
5	市 議 会 関 係	塩尻市議会	副議長	篠 原 敏 宏
6		塩尻市議会社会文教常任委員会	委員長	山 崎 油 美 子
7	教 育 ・ 学 校 関 係	塩尻市 P T A 連 合 会	会 長	小 松 正 史
8	社 会 ・ 市 民 団 体 関 係	塩尻ロータリークラブ	会 長	都 築 文 男
9		塩尻桔梗ライオンズクラブ	会 長	清 水 信 男
10		塩尻市社会福祉協議会	会 長	小 池 晴 夫
11		塩尻市精神障害者家族会 かたつむりの会	会 長	山 田 京 子
12		塩尻市手をつなぐ親の会	会 長	岩 谷 和 則
13		塩尻市聴覚障害者協会	会 長	清 水 喜 佐 男
14	報 道 関 係	信濃毎日新聞 松本本社	常務取締役 松本本社代表	井 口 弥 寿 彦
15		中日新聞 松本支局	支局長	中 澤 稔 之
16		読売新聞 松本支局	支局長	山 口 正 雄
17		株式会社市民タイムス	代表取締役	新 保 裕 介
18		株式会社テレビ松本ケーブルテレビ ジョン	代表取締役社長	大 丸 浩 二
19		しおじりコミュニティ放送	代表取締役社長	中 村 修

開催準備経過

年	月	内 容
平成28年	6 月	(公財)長野県体育協会が、2 巡目国体誘致要望書を長野県知事、長野県議会議長及び長野県教育委員会あてに提出
平成29年	2 月	長野県議会の知事議案説明において、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を2027年に長野県に誘致するべく取り組む」ことを表明
	3 月	長野県議会において、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	5 月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)長野県障害者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第27回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
	5 月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事が(公財)日本体育協会会長あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催用要望書を提出
	7 月	(公財)日本体育協会理事会において、長野県を2027年開催の第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了承(開催内々定)
	12月	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会総会・第1回総会を開催
平成30年	7 月	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会市町村競技開催希望調査表を提出(卓球・バドミントン・バレーボール)
令和元年	7 月	長野県準備委員会から競技会場の内定通知 ・バドミントン(全種別):塩尻市総合体育館(ユメックスアリーナ) ・銃剣道(全種別):塩尻市新体育館(ユメックスアリーナ)
令和2年	10月	(公財)日本スポーツ協会から、長野県を令和10年(2028年)開催の第82回国民スポーツ大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として決定通知(1年延期し令和10年開催に変更)
	12月	長野県準備委員会が名称を「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」から「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称
令和4年	9 月	中央競技団体正規視察(銃剣道)
令和5年	1 月	中央競技団体正規視察(バドミントン)
	7 月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第82回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が内定
	9 月	栃木県大田原市へ先催県視察(個別視察:バドミントン) 栃木県壬生町へ先催県視察(個別視察:銃剣道)
	12月	鹿児島県指宿市へ先催県視察(事業概要説明会:バドミントン)
令和6年	10月	佐賀県唐津市へ先催県視察(本大会:バドミントン)
	11月	滋賀県大津市へ先催県視察(リハーサル大会:バドミントン)

令和 7 年	2 月	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会塩尻市実行委員会設立発起人会を開催
	7 月	(公財) 日本スポーツ協会の理事会において、第82回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が正式決定
	8 月	信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会設立総会及び第1回総会
	9 月	滋賀県大津市へ先催県視察(本大会：バドミントン)
	10月	滋賀県高島市へ先催県視察(本大会：銃剣道)
	11月	青森県へ先催県視察(リハーサル大会：黒石市…バドミントン、三沢市…銃剣道)
	12月	信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会各専門委員会を開催 先催県による事業概要説明会に参加 (バドミントン：滋賀県大津市、銃剣道：滋賀県高島市)
令和 8 年	2月	アーバンスポーツ(デモンストレーションスポーツ)の開催地に内定
	3月	信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会第2回総会を開催
		国スポ機運醸成イベント(レゾナックバドミントンクリニック)を開催
	4月	ボランティアスタッフ及び協賛募集開始(リハーサル大会・本大会)
	5月	第38回ファミリースポレクフェスティバルにおいて国スポ広報活動を実施
	6月	アーバンスポーツ(デモンストレーションスポーツ)の開催地に決定
		国スポ機運醸成イベント(ジェイテクトバドミントンクリニック)を開催
	7月	県実行委員会より信州やまなみ国スポ競技別リハーサル大会の承認通知 ・バドミントン：バドミントンS/JリーグⅡ2027 塩尻大会 ・銃剣道：信州やまなみ銃剣道競技リハーサル大会
		県実行委員会より信州やまなみ国スポ練習会場の決定通知 バドミントン：塩尻市立体育館、塩尻東小学校体育館、塩尻西小学校体育館 桔梗小学校体育館、広丘小学校体育館、塩尻志学館高校体育館 松本歯科大学体育館 銃剣道：塩尻市立体育館、東京都市大学塩尻高校講堂
	9月	信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会各専門委員会を開催
	10月	青森県へ先催県視察(本大会：黒石市…バドミントン、三沢市…銃剣道)

競技別リハーサル大会の開催について

1. 競技別リハーサル大会とは

競技会の運営能力の向上や市民の機運醸成を図ることを目的として、国スポ開催の前年から国スポ開催までの間において行われる大会

2. 大会日程及び競技会場

【競技別リハーサル大会】

競技名	大会名	開催日程	競技会場
バドミントン	バドミントン S/J リーグⅡ2027 塩尻大会	令和 9 年 11 月 25 日(木) ～11 月 28 日(日)	ユメックスアリーナ
銃剣道	信州やまなみ銃剣道 競技リハーサル大会	令和 9 年 11 月 21 日(日)	ユメックスアリーナ

全専門委員会における付託事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会からの専門委員会への付託事項について、同実行委員会会則第11条第4項の規定による審議結果を次のとおり報告し、提案する。

1. 会議名及び開催日

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 第2回総務企画専門委員会 | 令和8年9月14日(月) |
| (2) 第2回競技式典専門委員会 | 令和8年9月 2日(水) |
| (3) 第2回宿泊衛生専門委員会 | 令和8年9月28日(月) |
| (4) 第2回輸送交通専門委員会 | 令和8年9月17日(木) |

2. 審議事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合年次計画
(年度別業務一覧)の改定(案)

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市 開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）の改定（案）

1. 概要

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合計画で規定している年次計画（年度別業務一覧）において、変更が生じたため内容を以下に記載しています。変更後の一覧は別表1のとおりとなっています。

2. 変更内容

●主要行事：実施時期の修正及び追記

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
【8月頃】北信越大会 開催	リハーサル大会 開催	【9月～10月】本大会 開催



変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
【8月】北信越大会 開催	【11月】リハーサル大会 開催	【10月】本大会 開催

●準備組織(市)：年次ごとの実施本部の内容変更

変更前	
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)
リハ大会実施本部設置	リハ大会実施本部設置 大会実施本部設置



変更後	
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)
庁内実施本部設置	リハ大会実施本部運営

●準備組織(実行委員会)：総会の開催日程変更

変更前			
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
実行委員会設立総会・第1回総会 開催	実行委員会第2回総会 開催	実行委員会第3回総会 開催	実行委員会第4回総会 開催



変更後			
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
実行委員会設立総会・第1回総会 開催 実行委員会第2回総会 開催	実行委員会第3回総会 開催 実行委員会第4回総会 開催	実行委員会第5回総会 開催 実行委員会第6回総会 開催	実行委員会第7回総会 開催 実行委員会 解散総会 開催

●総務企画専門委員会(④総務企画):内容の一部削除及びお成りのスケジュール変更

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
大会運営ガイドライン策定	お成り実施要領作成	お成り内容調整
文化プログラム実施基本計画 作成		お成り本番



変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
大会運営ガイドライン策定 削除	お成り実施要領作成	お成り内容調整・本番
文化プログラム実施基本計画 作成 削除		

●総務企画専門委員会(④市民運動):学校観戦及びボランティアの内容及び日程変更

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
学校観戦実施要項策定・参加調査	学校観戦割振り	学校観戦バス手配
リハ大会ボランティア募集・研修	大会ボランティア募集・研修	学校観戦本番



変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
	リハール大会学校観戦 参加調査・計画・実施	本大会学校観戦 参加調査・計画・実施
	ボランティア募集・研修	

●総務企画専門委員会(⑥観光・おもてなし):実施期間変更 及び 実施予定内容の追加

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
歓迎装飾物品等作成		



変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
歓迎装飾物品等作成		
売店募集要項 作成		

●競技式典専門委員会(⑥競技):実施予定内容の削除

変更前
令和8年度(2年前)
競技別実施計画 作成



変更後
令和8年度(2年前)
競技別実施計画 作成 削除

●競技式典専門委員会(⑥競技):実施予定内容の削除

変更前
令和8年度(2年前)
リハール大会開催実施要項策定



変更後
令和8年度(2年前)
リハール大会実施要項策定 削除

●競技式典専門委員会(⑦式典):実施予定内容の名称変更 及び 計画策定期間の変更

変更前		変更後
令和8年度(2年前)		令和8年度(2年前)
競技別式典実施要項策定		式典実施要項策定

※「競技別」の記載を削除

変更前	
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)
情報通信基本計画 作成	

変更後	
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)
	情報通信基本計画 作成

●競技式典専門委員会(⑧施設):計画策定期間の変更

変更前	
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)
競技会場レイアウト調整	

変更後	
令和7年度(3年前)	令和8年度(2年前)
	競技会場レイアウト調整

●競技式典専門委員会(⑧施設):実施予定内容の削除

変更前	変更後
令和8年度(2年前)	令和8年度(2年前)
施設整備実施要項策定	施設整備実施要項策定 削除

●宿泊衛生専門委員会(⑨宿泊):(1)宿泊に係る内容の削除 (2)弁当に係る要領等の新規策定 (3)観光ガイドブック・マップの内容及び期間の変更

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
競技別宿泊要項策定	観光ガイドブック・マップ作成	観光ガイドブック・マップ配布
観光ガイドブック・マップ検討	リハーサル大会配宿業務委託	

変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
競技別宿泊要項策定 削除	観光ガイドブック・マップ検討	観光ガイドブック・マップ作成・配布
弁当調製施設募集要領・選定基準策定(新規)	リハーサル大会配宿業務委託 削除	

●宿泊衛生専門委員会(⑩医事・衛生):各項目に係るマニュアルの削除

変更前		変更後
令和8年度(2年前)		令和8年度(2年前)
医療救護対策要項・マニュアル策定		医療救護対策要項策定
防疫実施要項・マニュアル策定		防疫実施要項策定
食品衛生実施マニュアル策定		食品衛生実施マニュアル策定 削除
環境衛生実施マニュアル策定		環境衛生実施マニュアル策定 削除

●輸送交通専門委員会(⑪輸送交通):計画の新規策定及び削除並びに各事業の日程変更

変更前		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
輸送交通要項・マニュアル策定	リハーサル大会輸送本部設置	
リハ大会輸送計画作成	交通ダイヤ等作成	
移動用バス・タクシーの確保	交通案内図、標識の作成	

変更後		
令和8年度(2年前)	令和9年度(1年前)	令和10年度(開催年)
輸送交通要項策定	本大会輸送交通計画策定(新規)	交通案内図、標識の作成
リハ大会輸送計画作成 削除	リハーサル大会輸送本部設置 削除	
	交通ダイヤ等作成 削除	
移動用バス・タクシーの確保		

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

別表 1

年 度		令和6年度（4年前）	令和7年度（3年前）	令和8年度（2年前）	令和9年度（1年前）	令和10年度（開催年）
開催県		佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県
主 要 行 事			【7月】本大会開催・会期決定 日本スポーツ協会 総合視察	【8月】北信越大会 開催	【11月】リハースル大会 開催	【10月】本大会 開催
準備組織	市	発起人会 設立	実行委員会 設立	庁内実施本部設置	リハ大会実施本部運営	大会実施本部運営
	実行委員会		実行委員会設立総会・第1回総会 開催 実行委員会 第2回総会 開催 総務企画専門委員会 開催 競技式典専門委員会 開催 宿泊衛生専門委員会 開催 輸送交通専門委員会 開催 各計画・要項の策定・改正	実行委員会 第3回総会 開催 実行委員会 第4回総会 開催	実行委員会 第5回総会 開催 実行委員会 第6回総会 開催	実行委員会 第7回総会 開催 実行委員会 解散総会 開催
総務企画 専門委員会	① 総務企画	県準備委員会との連絡調整	県実行委員会との連絡調整 開催推進総合計画 策定・進管理	拾得物・遺失物要項策定 関係機関・団体協力要請	大会本部運営マニュアル作成 お成り実施要領作成 リハ大会拾得物・遺失物 取扱実施	お成り内容調整・本番 本大会拾得物・遺失物 取扱実施
	② 財務	県準備委員会との連絡調整	協賛取扱要項・基準 策定	本大会開催経費積算 リハースル大会予算編成 企業協賛募集・謝意の対応 保険加入要項策定	本大会予算編成 リハースル大会予算執行・決算書作成 リハースル大会保険加入	本大会予算執行・決算書作成 本大会保険加入
	③ 広報		広報基本計画 策定 市ホームページでの情報発信	広報物品作成・掲示・各イベントブース出展・啓発イベントの開催 SNS運用方針策定 横断幕・懸垂幕設置	広報アクションプラン策定 リハ大会ポスター・冊子作成 大会服飾製作業務委託 カウントダウンボード作製・設置 大会報告書編成方針決定 報道対応マニュアル作成	本大会ポスター・冊子作成 大会報告書作成 報道対応
	④ 市民運動		市民運動基本計画 策定 ボランティア募集要項 策定	市民運動の推進 リハ大会ボランティア業務計画 作成 ボランティア募集・研修	大会ボランティア業務計画 作成 リハースル大会学校観戦参加調査・計画・実施 応援のぼり旗作成・掲示	本大会学校観戦参加調査・計画・実施
	⑤ 観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画 策定	観光・おもてなし要項策定 案内所・休憩所等設置要項策定 売店設置要項策定 売店募集要項策定 歓迎装飾物品等作成 花育でリレー（試行栽培）実施	観光・おもてなし実施 リハースル大会案内所・休憩所等設置 リハースル大会売店設置 市内案内パンフレットの作成	本大会案内所・休憩所等設置 本大会売店設置
						花育でリレー（本栽培）実施

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年 度	令和6年度（4年前）	令和7年度（3年前）	令和8年度（2年前）	令和9年度（1年前）	令和10年度（開催年）
開催県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県
競技式典 専門委員会	⑥ 競技	競技会会期の調整	競技別実施要項策定		競技別プログラム作成
		競技運営基本計画 策定		リハースル大会競技役員・係員の委嘱	本大会競技役員・係員・補助員等の委嘱
		リハースル大会開催基本計画 策定		リハースル大会用具準備	本大会用具準備
		競技用具の基本計画策定	会場設営・撤去業務委託仕様書作成	会場設営・撤去業務委託入札	会場設営・撤去業務委託入札
	⑦ 式典	会場設計プロポーザル仕様書作成	デモスボ実施要項 作成		組み合わせ抽選会開催
		式典基本計画 策定	式典実施要項策定	リハースル大会開閉会式実施	本大会開閉会式実施
			情報通信基本計画 作成	リハースル大会表彰式実施	本大会表彰式実施
	⑧ 施設		情報通信業務実施要項 作成	競技会記念章・参加章作成	
		練習会場・アップ会場の調整	会場等実施設計業務委託	リハースル大会競技施設設営	本大会競技施設設営
宿泊衛生 専門委員会	⑨ 宿泊	施設整備基本計画 策定	競技会場レイアウト調整		
		宿泊基本計画 策定	仮配宿シミュレーション	リハースル大会配宿	本大会配宿
			リハ・本大会弁当調達実施要項策定	リハースル大会弁当調達	本大会配宿業務委託
			弁当調製施設募集要領・選定基準策定	観光ガイドブック・マップ 検討	本大会弁当調達
	⑩ 医事・衛生		医療救護対策要項策定	リハースル大会救護本部・救護所設置	観光ガイドブック・マップ 作成・配布
		医事・衛生基本計画 策定	防疫実施要項策定	リハースル大会医師等確保・当番表作成	本大会救護本部・救護所設置
		食品衛生対策要項 策定		廃棄物処理計画作成	本大会医師等確保・当番表作成
		環境衛生対策要項 策定			廃棄物処理実施
輸送交通 専門委員会	⑪ 輸送・交通	輸送・交通基本計画 策定	輸送・交通実施要項策定	本大会輸送交通計画策定	本大会輸送本部設置
			輸送計画シミュレーション	関係車両の把握・許可車証発行	
			移動用バス、タクシーの確保		
	⑫ 警備・消防				交通案内図、標識の作成
		警備・消防基本計画 策定	警備・消防実施要項策定	リハースル大会警備・消防本部設置	交通整理必須作成
				関係者把握、ID作成	本大会警備・消防本部設置
					警備・消防必須作成

競技式典専門委員会における付託事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会からの専門委員会への付託事項について、同実行委員会会則第11条第4項の規定による審議結果を次のとおり報告し、提案する。

1. 会議名及び開催日

第2回競技式典専門委員会

2. 開催日

令和8年9月2日(水)

3. 審議事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市情報通信基本計画（案）

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市情報通信基本計画（案）

1 目的

「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）において、塩尻市で実施する情報通信業務については、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市競技運営基本計画」に基づき、県、競技団体、関係機関等と緊密に連携し、円滑な大会の運営が行われるよう、情報通信設備及び情報通信体制の整備を図る。

2 内容

（１）情報通信設備の整備

大会を円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

（２）情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を正確かつ迅速に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

ウ 大会参加者等への情報通信体制

大会参加者等へ競技記録等を迅速に提供するための情報通信体制を整備する。

3 その他

（１）この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（２）競技別リハーサル大会における情報通信業務実施についても、必要に応じてこの計画を準用する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市案内所・休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会関係者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場として利用するための休憩所の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議のうえ、塩尻駅等に設置する。また、受付案内所及び休憩所は競技会場に設置する。ただし、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ、市実行委員会が定める。また、受付案内所及び休憩所の設置期間は、競技会の開催期間とする。ただし、市実行委員会は必要に応じて、これを変更できるものとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事または競技開始の1時間前から、競技終了または閉会行事終了後1時間までの間とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。

- エ 配布物の管理に関する事。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関する事。
- カ その他各種案内に関する事。

(2) 受付案内所

- ア 受付案内所の管理運営に関する事。
- イ 大会参加者等の受付案内及び資料等の配付に関する事。
- ウ 競技の案内に関する事。
- エ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関する事。
- オ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関する事。
- カ その他各種案内に関する事。

(3) 休憩所

- ア 休憩所の管理運営に関する事。
- イ 大会参加者等への飲食物等の提供に関する事。
- ウ その他休憩所の運営に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所・休憩所の設置・運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会関係者等」という。）を歓迎し、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 観光

大会参加者等が本市の多彩な魅力に触れる機会を創出するため、本市の観光地や特産品等の情報を市ホームページやSNS等で発信する。

(2) おもてなし

ア 関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、必要に応じて競技会係員やボランティア等に対して研修を行う。

イ 大会終了後の本市への誘客を図るため、競技会場等において本市の魅力を感じていただける取組を実施するとともに、観光ガイドブック等を配布する。

(3) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗及び看板、横断幕等を設置する。なお、設置にあたっては、華美・過大な装飾は行わないこととする。

ウ 装飾期間

装飾期間は、施設管理者等と協議のうえ、それぞれ適切な期間とする。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」において、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い

- （1）遺失物及び拾得物の届出先は、競技会場等の受付案内担当等とし、受付案内担当等が取扱業務及び一時保管を行うものとする。
- （2）受付案内担当等は、その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合は、競技会場等の総務担当等へ引き継ぐものとする。
- （3）総務担当等は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐものとする。
- （4）競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- （1）拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- （2）遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）及び遺失物一覧簿（様式第6号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対し、遺失物届出書（様式第5号）の届出番号を伝えるとともに、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- （1）遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- （2）遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第8号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、可能であれば遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- （3）拾得者が報労金等請求権を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第9号－1、様式第9号－2、様式第9号－3又は様式第9号－4）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務担当等は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会に引き継ぐ。ただし、総務担当等は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署へ引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 市実行委員会は、総務担当等から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第10号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、申出者に所轄警察署に引き継いだ旨を伝えるとともに、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物及び拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

拾 得 物 受 理 書

受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分										
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃										
拾 得 場 所												
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳								
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物 品	種 類	特徴等 (形状・模様・品質等)								点 数	
拾得者	氏 名	フリガナ				電 話	自 宅					
							携帯電話					
	住 所	〒										
権利放棄 の 意 思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 全ての権利を放棄しません。 令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署).....										
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※報労金を受け取るには、氏名及び住所又は電話番号のいずれかを 遺失者に告知する必要があります。										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合を除き、記入する。										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権										
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 取扱担当者氏名 (自署)..... ※取扱担当者氏名がないものは無効										

※太枠内部分は、原則拾得者に記入していただくこと

拾 得 物 受 理 書 (控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察から
拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。

受 理 日 時		令和 年 月 日 ()		午前・午後 時 分								
拾 得 日 時		令和 年 月 日 ()		午前・午後 時 分頃								
拾 得 場 所												
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳								
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物 品	種 類		特徴等 (形状・模様・品質等)						点 数		
	拾得者	氏 名	フリガナ			電 話	自 宅					
							携帯電話					
拾得者	住 所	〒										
権利放棄 の 意 思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 全ての権利を放棄しません。										
		令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)										
氏 名 等 告 知 の 同 意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※報労金を受け取るには、氏名及び住所又は電話番号のいずれかを 遺失者に告知する必要があります。										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合を除き、記入する。										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権										
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 取扱担当者氏名 (自署) ※取扱担当者氏名がないものは無効										

注1 この拾得物受理書（控え）は、塩尻市実行委員会及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。

2 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取れます。（権利放棄された方は該当しません。）

3 遺失者がわからないときは、拾得の翌日から起算して7日以内に塩尻市実行委員会から所轄警察署へ提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）

ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。

4 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。

あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、塩尻市実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。

5 所轄警察署は以下のとおりです。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
塩尻警察署	399-6461	塩尻市宗賀 73-305	0263-54-0110

競技名(種別)

受理会場

拾得物一覧簿

受理番号	拾得日時	拾得場所	拾得者氏名	物件(種類及び数量)			拾得取扱担当者	備考
				現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等		
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日)
			☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日)
			☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日)
			☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日)
			☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日)
			☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日)
			☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分頃							1 返還済 (日付 月 日)
			☐ 大会運営関係者 ☐ 上記以外					2 実行委員会引継ぎ

※ 受理番号については、拾得物受理書の受理番号と同一となるよう、競技開始日からの通し番号を記載してください。

※ 上記表中の大会運営関係者（競技会係員、競技会補助員、警備員等の大会運営業務を委託された者等）とは遺失物法第2条第2項で定める施設占有者を指す。

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

様式第 4 号

拾 得 物 個 票		
拾 得 物 受 理 番 号	第 号	
拾 得 物 受 理 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 拾 得 日	令和 年 月 日	
拾 得 物 件	現金	
	物品	
拾 得 者		
取扱担当者 氏 名		
会 場 名		

遺失物届出書

届出番号		第 号								
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分								
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃								
遺失場所										
遺失者	住所	〒								
	フリガナ									
	氏名									
	電話	自宅 ()				携帯電話 ()				
物件	現金	総額	金額内訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円	
			500円		100円		50円		10円	
			5円		1円					
	物品	種類	特徴等(形状・模様・品質等)						点数	
	備考									
上記の旨について、誤りがないことに同意します。 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 会長 様										
令和 年 月 日 署名 _____ (自署)										

拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合には、
当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
連絡日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後 時 分	
返還取扱担当者		拾得物受理番号	第 号
連絡結果	☐ 遺失者本人に連絡	令和 年 月 日	
	☐ 遺失者本人に返還	令和 年 月 日(郵送の場合は着払い)	
	☐ 拾得者へ電話連絡	令和 年 月 日	
	☐ 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日	
	☐ 拾得者への返還通知希望無し		

遺失物一覽簿

[illegible]

※ 届出番号については、重複した番号とならないよう競技開始日からの通し番号で記載してください。

競技名(種別) _____

受 理 会 場 _____

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・品質等)
上記の物件を受領しました。 令和 年 月 日 信州やまなみ国スポ・全障スポ 塩尻市実行委員会 会長 様 住 所 _____ 氏 名 _____ (自署) 電 話 _____ () 拾得者に対して、住所・氏名・電話番号を教えることに ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。			
返還時本人確認方法		☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他 ()	
返 還 担 当 者			

※太枠内部分は、原則遺失者に記入していただくこと

委任状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____ （自署）

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（品番 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会
所 在 地 塩尻市大門七番町4番3号
電話番号 0263－52－7612

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受番
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利がありますが、氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対してあなたの氏名等を告知いたしません。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

この通知を受けて、遺失者の連絡先を知りたいときは、下記までご連絡ください。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会
所 在 地 塩尻市大門七番町4番3号
電話番号 0263－52－7612

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（品番 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利がありますが、氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対してあなたの氏名等を告知すること及びあなたに対して遺失者の氏名等を告知することはいたしません。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、遺失者にあなたの氏名等を告知し、報労金の支払いを教示しますので、下記までご連絡ください。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会
所 在 地 塩尻市大門七番町4番3号
電話番号 0263－52－7612

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会
所 在 地 塩尻市大門七番町4番3号
電話番号 0263－52－7612

拾得物届出書

年 月 日

塩尻警察署長 様

住所	塩尻市大門七番町 4 番 3 号
事務所名	信州やまなみ国スポ・全障スポ
代表者名	塩尻市実行委員会 会 長 百 瀬 敬
担当者氏名 (自筆)	
連絡先	0263-52-7612

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、本市実行委員会は一切の権限を放棄します。

競技名 (種別)		受理会場		会場住所			
拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得日時・場所	交付日時・場所	備考
	現金 (内訳)	物品					
	合計	円 (金種内訳)	氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他連絡先	☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権	月 日 時 分 場所	月 日 時 分 場所	
				氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無			
	合計	円 (金種内訳)	氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他連絡先	☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権	月 日 時 分 場所	月 日 時 分 場所	
				氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無			

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）において、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険、傷害保険及びボランティア活動保険に加入するものとし、保険内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3,000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

市実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

（２）傷害保険

被保険者が、大会期間中等に大会準備若しくは大会運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者			
医師	1 億 5,000 万円	30,000 円	10,000 円
看護師	3,000 万円	10,000 円	5,000 円
理学療法士			

（３）ボランティア活動保険

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償及び競技会補助員が大会期間中等に大会準備若しくは大会運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物	5 億円	5 億円

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会補助員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震及び台風等の天災による事故
- ウ 被保険者の疾病又は心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺又は犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

(3) ボランティア活動保険

同項第1号及び第2号に準じる。

5 事故報告

- (1) 競技会係員は大会期間中等に事故が発生した時、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は前項の報告を受理した場合、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る損害賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、ボランティア活動保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、この要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

(様式第1号)

事故報告書

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ
塩尻市実行委員会 会長 様

報告者 _____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

【傷害事故の場合】

負傷者	参 加 区 分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 大会役員 ・ 競技会役員 ・ 競技役員 競技補助員 ・ 競技会補助員 (ボランティア) ・ トレーナー ふるまい団体 ・ 医師 ・ 看護師 ・ 理学療法士 ・ 一般観覧者	
	住 所		
	氏 名	年齢 歳 男 ・ 女	
	電 話 番 号		
	親 権 者 氏 名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入	
医療機関	名 称		
	電 話 番 号		
	担 当 医 師		
傷害内容	傷 病 名		
	症状・程度など		

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下、「大会関係者等」という。）の利便性に配慮するとともに、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技会場（ユメックスアリーナ）に設置する。ただし、市実行委員会は必要に応じて設置場所を変更・追加することができる。

3 設置期間

原則として競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

原則として開会行事又は競技開始の1時間前から、競技終了又は閉会行事終了後1時間までの間とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、市実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり約20㎡以内（2間×3間のテント相当）とする。ただし、市実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 設備備品

次に掲げるものについては、市実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）は出店者が準備する。なお、市実行委員会に許可を受けて火気器具又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

（1）テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）

（2）長机6台以内

（3）椅子4脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ・全障スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は信州やまなみ国スポ・全障スポマスコットキャラクター「アルクマ」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（県実行委員会）の使用承認を得ているもの。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、市実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目にすることができる。）

ア 製品加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下、「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を受けているもの。

- (5) 宅配便
- (6) 国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等（以下、「障害者就労施設等」という。）による製品
- (7) その他市実行委員会が特に必要と認めるもの

8 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当する者については、この限りではない。

ア 第77回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会に出店実績がある者

イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

ウ キッチンカーについては、当該管轄地保健所で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

エ その他市実行委員会が認めた者

- (2) 競技期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

- (4) 法令等の違反により、申請時点において過去 1 年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去 3 年間に食中毒等の事故歴がないこと。
- (6) 調理従事者については、出店前 1 ヶ月以内に検便検査を実施し、その結果を市実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は「赤痢菌」「サルモネラ属菌」「腸管出血性大腸菌」とする。
- (7) 申請時点において、国税（法人税又は所得税及び消費税）並びに地方税（市税）に滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び同条第 6 号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

9 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が別に定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込物品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードの写しなど、公的機関が発行したもので顔写真のあるもの）

10 経費負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、市実行委員会が別に定める出店料を負担する。出店者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 5 号）を提出し、承認を受けなければならない。市実行委員会は承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第 6 号）により通知する。

ア 国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ その他市実行委員会が特に必要と認めた者

- (4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めた時は、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

市実行委員会は、要項第9項に規定する申請があった時は、この要項に基づき、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮したうえで、出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当する時は、該当申請をした者を優先して選定する。ただし、これによりがたい場合は抽選により選定する。

- (1) 塩尻市内の事業者等
- (2) 売店の販売品目にかかる業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (3) 障害者就労施設等
- (4) その他市実行委員会が適当と認める者

12 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

市実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第7号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

13 保健所への届出

飲食店営業許可等を必要とする出店者は、売店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実施本部（以下、「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があった時は、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。なお、売店責任者を変更する場合は、新たに売店責任者になる者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードの写しなど、公的機関が発行したもので顔写真のあるもの）を提出すること。

- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売（試飲を含む。）及び無償での提供を行うこと。ただし、飲料の無償提供を行わず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第8号）を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品は、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 飲食物を販売する売店にあつては、次のことを遵守すること。
 - ア 出店者は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
 - イ ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は自己の責任と費用負担により適正に行うこと。なお、廃棄物容器は、蓋付きのものとし、汚液及び異臭等が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別途交付する駐車許可証を掲示し、販売品等の搬入搬出及び陳列は、市実行委員会が指示する時間内

- に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (6) 市実行委員会が別途交付するADカードを着用すること。
 - (7) 接客にあたっては、心のこもったおもてなしで、親切・丁寧な対応を心がけること。
 - (8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自準備すること。
 - (9) 天候悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために売店の撤去命令等を指示した場合には、その指示に従うこと。
 - (10) 従業員の変更・追加・削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更・追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードの写しなど、公的機関が発行したもので顔写真のあるもの）を提出すること。
 - (11) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び市実行委員会の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時、売店責任者は初期対応にあたりとともに、直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した場合、売店責任者は直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当した時は、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えた時は、その損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。

- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、市実行委員会が予測できない理由により、出店中止又は縮小になった場合でも、出店準備・撤去等に生じた経費の補償を市実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、売店設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復しなければならない。出店者が原状回復を怠った場合は、市実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び募集に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置・運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月14日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店募集要領

1 趣旨

この要領は、本市で開催される第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」及び競技別リハーサル大会の売店出店者の募集について、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市売店設置運営要項（以下、「要項」という。）」に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び設置期間は下表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉設は原則認めないものとする。

また、出店数と出店位置は、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して指定する。

(1) 競技別リハーサル大会

競技種目	大会名	設置期間（令和9年）	会場（出店場所）
バドミントン	バドミントンS/JリーグⅡ2027 塩尻大会	11月25日（木） ～11月28日（日）	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）※屋外
銃剣道	信州やまなみ銃剣道競技リハーサル大会	11月20日（土） ・21日（日）	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）※屋外

(2) 信州やまなみ国スポ

競技種目	設置期間（令和10年）	会場（出店場所）
バドミントン	10月1日（日）～10月4日（水）	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）※屋外
銃剣道	10月7日（土）～10月9日（月・祝）	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）※屋外

3 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始の1時間前から、競技終了又は閉会行事終了後1時間までの間とする。ただし、市実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

4 出店規模及び設備

(1) 出店規模

1店舗あたり1ブース（約20㎡（2間×3間のテント相当））を基本とするが、市実行員会は、必要に応じてこれを変更できる。また、キッチンカーにて出店する場合はテントを設置しないものとし、キッチンカー1台につき1ブース使用とみなす。なお、市実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じて出店規模を変更することができる。

(2) 設備

市実行委員会は、1ブースごとに次の設備を準備する。

品 名	数 量	備 考
テント	1 張	2 間×3 間、四方幕を含む
長机	6 台以内	
椅子	4 脚以内	

上記以外に必要な備品（発電機、消火器等）は出店者自身が準備すること。

5 出店料

(1) 要項第10項第2号に規定する出店料は次のとおりとする。

ア 出店者区分及び出店料

出店者区分	1 ブース（約20㎡）
市内事業所	2,000円／日
市外事業所	5,000円／日

※ 1ブースの半分（0.5張）以下による出店を市実行委員会が認めた場合は、上記金額の半額を徴収することとする。

※ キッチンカーも上記の金額と同額とする。

イ 出店を許可された者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座へ出店料を振り込むこととする。ただし、振り込みによる手数料については、出店者の負担とする。

(2) 次の団体等については、出店料を免除することができる。

ア 国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ その他市実行委員会が特に必要と認めた者

6 出店者の条件

売店の出店者は、要項第8項に規定する条件等を満たす者とする。

7 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を持参又は郵送にて、市実行委員会事務局へ提出するものとする。

No.	必要書類	特記事項
1	売店出店申請書（様式第1号）	出店を希望する種目ごとに1通提出
2	売店概要書（様式第2号）	同上
3	売店従事者、搬入車両予定表及び持ち込み物品調書（様式第3号）	同上
4	誓約書兼承諾書（様式第4号）	
5	売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）	公的機関が発行した顔写真のあるもの
6	営業に関する許可申請書等の写し	該当者のみ提出
7	塩尻市税の納税証明書（写し可）	申請書提出前3ヶ月以内に発行されたもの（市外不要）
8	消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（写し可）	同上

※ 2種目とも出店を希望する場合、No. 4、6、7及び8は各1通の提出とする。

※ 申請書等は、市ホームページに掲載するほか、市実行委員会事務局にも備え付ける。

※ その他遵守事項等の詳細については、要項を参照すること。

8 出店者の選定

要項第11項に規定するとおりとする。

9 受付期間等

(1) 募集期間

ア 競技別リハーサル大会

令和9年6月1日（火）～令和9年7月30日（金）

イ 信州やまなみ国スポ

令和10年5月1日（月）～令和10年6月30日（金）

(2) 受付時間

午前9時～午後4時30分（土・日・祝日を除く）

10 その他

- (1) 出店にあたっては、要項及び本要領を遵守すること。
- (2) 提出された書類に含まれる個人情報については、市実行委員会が売店の選定、設置及び運営のために使用するものとし、その他の目的には使用しない。
- (3) 駐車場については、原則、1店舗につき1台とする。
- (4) 設置期間中の夜間、または翌日に備えてブース内に荷物を保管する場合等については、出店者の責任において管理することとし、市実行委員会では出店者の荷物等について一切の責任を負わない。
- (5) 市実行委員会は、荒天等により、やむを得ず売店の出店を中止する場合がある。その際は、市実行委員会より出店者責任者へ連絡するものとする。
- (6) 競技会場では、大会関係者に弁当類が配布されるほか、大会関係者及び一般観覧者へドリンクや料理、菓子等を無料でふるまう場合がある（競技別リハーサル大会を除く）。また、国民スポーツ大会における協賛の関係により、のぼり旗掲出等の宣伝・PR活動に制限がかかる場合がある。

11 出店申請及び問い合わせ先

〒399-0738

塩尻市大門七番町4-3 塩尻総合文化センター1階
信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会事務局
(塩尻市役所 交流文化部 国民スポーツ大会推進室内)

電話：0263-52-7612

FAX：0263-52-8731

E-mail：kokuspo@city.shiojiri.lg.jp

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市競技別リハーサル大会 ボランティア業務計画

1 目的

この計画は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市ボランティア募集要項」に基づき、本市で開催する競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)の運営に携わるボランティアの業務を定める。

2 活動内容

ボランティアが活動を予定するリハーサル大会は次のとおりとする。

競技名	会期	会場
バドミントン	令和9年11月25日(木)～28日(日)	ユメックスアリーナ(塩尻市総合体育館)
銃剣道	令和9年11月21日(日)	ユメックスアリーナ(塩尻市総合体育館)

3 活動予定

ボランティアの活動内容は、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市ボランティア募集要項に基づき、次のとおりとする。

区 分	主な活動内容
受付・案内	競技会場等における受付・案内、資料配付、情報提供 等
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし 等
弁当配付	弁当引換所における弁当の配付及び空き箱の回収 等
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 等
環境美化	競技会場内外の美化・清掃活動、装飾物(歓迎看板・草花等)の管理 等
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス等の乗降案内 等
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市情報通信業務実施要項

1 目的

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市情報通信基本計画」に基づき、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）における情報通信業務の実施について、必要な事項を定める。

2 情報通信業務の種類

(1) 競技会運営に関する情報通信業務

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会場及び練習会場等に必要な通信機器を設置し、式典及び競技会の円滑な運営を図る。

(2) 記録業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、各競技会場に必要な通信機器を設置し、県、競技団体、関係団体等と連携し、迅速かつ正確な記録情報の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

(3) 輸送・交通業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送及び各競技会場等の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

(4) 消防防災・警備業務に関する情報通信業務

市実行委員会は、関係機関、関係団体等と連携し、消防防災・警備業務の実施に必要な通信体制を整備する。

(5) 大会参加者等の便宜に関する情報通信業務

市実行委員会は、交通、宿泊、医療及び観光等の多様な情報並びに競技結果をインターネット等で迅速に提供するサービスを実施し、大会参加者等の便宜を図る。

3 通信機器

情報通信業務を遂行するために使用する通信機器は、概ね次のとおりとする。

(1) 携帯電話

(2) 無線通信機器

(3) パソコン

4 通信機器の設置

(1) 携帯電話及び無線通信機器は、各競技会の運営上必要と認める者に携帯させる。

(2) パソコンは、実施本部等の必要な箇所に設置する。

(3) 通信機器の設置については、各競技会の運営に支障の無い日時までに完了することとし、使用は原則として各競技会の開催期間中とする。

(4) 通信機器の設置数・設置場所については、関係機関等と協議のうえ、決定する。

5 通信機器の管理及び保管

(1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を配置し、通信機器の管理及び保管を統括する。

(2) 各競技会終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ市実行委員会に返還する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における情報通信業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年10月22日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市式典実施要項

1 目的

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市開催推進総合計画」及び「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市式典基本計画」に基づき、「信州やまなみ国スポ」における式典の実施について、必要な事項を定める。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心からたたえ、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、選手のコンディションや競技運営に配慮し、簡素化に努める。

3 式典運営

- (1) 式典の運営は、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会、競技団体、関係機関・団体等が連携し行う。
- (2) 式典の運営に必要な人員は、塩尻市内及び近隣自治体の学校及び関係機関・団体等の協力を得て編成する。

4 式典内容

式典の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等の配慮に努めるものとする。

(1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ

- カ 歓送のことば
- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗降納（儀礼）
- ケ 競技会終了宣言
- コ 閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD、メディアプレーヤー等を使用する。

6 その他

- （１）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- （２）競技別リハーサル大会における式典実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和８年９月２日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市医療救護要項

1 趣旨

この要項は「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市医事・衛生基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

- ア 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。
- イ 救護所内部は衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。
- ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等及び係員を配置する。

(3) 救護所の設置期間及び開設時間

- ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
- イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

(4) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて、医療器具及びAED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

- ア 救護所では、応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」に所定の事項を記載する。
- イ 傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な処置を講じる。

ウ 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

(2) 練習会場における医療救護

ア 練習会場には、必要に応じて、競技会係員を配置する。

イ 練習会場には、必要に応じて、医薬品等を配備する。

ウ 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書（様式第1号）」を交付する。

(3) 大会関連イベント等における医療救護

塩尻市主催及び塩尻市内で開催される大会関連イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

ア 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、市実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

イ 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の所属都道府県、住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等、必要な事項を確認する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

5 医療費の負担

(1) 競技会場及び練習会場において、救護所に配置した人員が行った応急処置に係る経費は、市実行委員会が負担する。

(2) 傷病者が医療機関等を受診した場合は、傷病者本人が負担する。

6 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師等は、業務にあたり、相互に連絡調整を図り、次の書類に所定の事項を記載し、当日業務終了後、速やかに実施本部に提出する。

(1) 「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）

(2) 「取扱傷病者一覧表」（様式第2号）

7 県実行委員会等への報告

(1) 市実行委員会は、大会期間中、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者に入院患者や重大事故が発生した場合は、FAXにより「入院患者発生速報（様式第3号）」を県実行委員会に報告することとする。

- (2) 市実行委員会は、全競技終了後に「取扱傷病者一覧表（様式第2号）」を県実行委員会へ提出する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月28日から施行する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号		No.						
発症場所		式典中 ・ 競技中 ・ 観戦中 ・ 移動中 その他 ()		令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分 ～ 時 分						
傷病者情報	ふりがな 氏名 生年月日 他	男・女 西暦 年 月 日 生 歳		所属都道府県	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 観客 その他 ()					
				参加区分						
	住所	都道府県名 ()		競技名						
				会場名						
				宿舎名						
	連絡先	TEL (- -)		保険証所持の有無	有 ・ 無					
		携 帯 (- -)								
	発生原因及び状況									
	応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 その他 ()							
			受傷部位							
発症(事故)原因										
バイタルサイン等		【体温】	℃	【脈拍】	/min	【血圧】	/	mmHg	【SpO2】	%
現病歴				服薬	有 () ・ 無					
既往歴										
処置内容		【処置時間】 午前 ・ 午後 時 分								
使用医薬品										
搬送		有 ・ 無 < 競技復帰 ・ 棄権 ・ その他 () >								
救護所 医師等氏名		【職種】 医師 ・ 看護師 ・ その他 () 【氏名】								

搬送先医療機関 担当医 様

信州やまなみ国民スポーツ大会において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会

会 長 百 瀬 敬

※本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関から「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会」に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄 (署名)

(様式第1号)

(裏面)

F A X 送 信 票

令和 年 月 日

宛 先	信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会 医療救護担当 宛
	FAX番号：0263-52-8731

発 信 者	医療機関名	担当者（所属）
	住所	氏名
	TEL	FAX

下記の診療内容欄に記入後、本用紙（裏面）のみを「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会事務局」まで当日中にFAXで送付いただきますようお願いいたします。（本紙の記入は医師以外の方が記入しても構いません。）

診 療 内 容	傷病者名	
	傷病名	
	治療内容 使用医薬品	
	その他	

診療医師名：_____

※ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

TEL：0263-52-7612

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会

【救護所記入欄】

取り扱い救護所		診療依頼書発行番号	No.
---------	--	-----------	-----

(様式第2号)

取扱傷病者一覧表

令和 年 月 日

会場

競技名

区分		救護所取扱傷病者数						医療機関への搬送者数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感冒	男												
	女												
貧血	男												
	女												
頭痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲労	男												
	女												
眼症	男												
	女												
耳症	男												
	女												
歯牙外傷	男												
	女												
打撲	男												
	女												
捻挫	男												
	女												
骨折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
挫創	男												
	女												
切創	男												
	女												
裂創	男												
	女												
その他	男												
	女												
合計	男計												
	女計												
	総計												

(様式第3号)

入院患者発生速報

令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

宛先	信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会 医療救護担当 宛		
	FAX番号：0263-52-8731		
会場地実行委員会名	競技会場名	競技名	報告者氏名
塩尻市実行委員会	ユメックスアリーナ		

患者	ふりがな 氏名	男・女	参加区分	選手・監督 役員・観客 その他 ()
	生年月日等	西暦 年 月 日 生 歳		
	都道府県名		競技種目	
宿舎名				
発生時間				
発生場所				
発生原因及び状況				
症状				
競技参加の支障の有無				
入院先医療機関名				
使用医薬品				
その他				

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市医事・衛生基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等の協力を得て、感染症（防疫）対策を実施する。

3 実施業務

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。また、塩尻市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、感染症患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。

また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関等の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月28日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関・関係団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達については、あらかじめ必要数を把握し適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次のとおりとする。

（1）斡旋弁当

選手・監督、視察員、報道員等に斡旋する弁当をいう。

（2）支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 弁当調達期間

弁当調達期間は、斡旋弁当については各競技会の開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については各競技会の準備・運営等に係る業務に従事する期間のうち、市実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める第82回国民スポーツ大会（長野県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定及び取り消し

（1）市実行委員会は別に定める基準に基づき、弁当調製施設を指定する。

（2）市実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

（3）市実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- ア 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- イ 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- ウ 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- エ その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、市実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し、適切に行う。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月28日から施行する。

(様式第 1 号)

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
会 長 百 瀬 敬

「信州やまなみ国スポ・全障スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施 設 名	
所 在 地	
代表者名	
適用期間	

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市弁当調製施設選定基準

1 趣旨

この基準は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定を行うために必要な事項を定める。

2 大会に対しての理解と協力

大会に理解があり、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、市実行委員会が指定する弁当管理業務代行事業者と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

4 対象施設

- (1) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 塩尻市内に本社又は製造所を有している業者若しくは塩尻市外の場合は塩尻市が配達エリアとなっている業者であること。ただし、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5 施設の衛生管理

- (1) 選定時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付衛食第85号)などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く)に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス)。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

6 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、1回100食以上であること。
- (2) 前日午後8時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までに市実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 原材料に塩尻市産又は長野県産品を積極的に採用する等、塩尻市の特色を活かした地産地消の弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 市実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが4日以上可能であること。
- (8) 市実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 弁当付属品として、市実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・お手拭及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (2) 市実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。

- (3) 弁当容器に食品表示基準に基づく表示のほか、以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
 - ア 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - イ 持ち帰りを禁止する表示
 - ウ その他市実行委員会が指示する表示
- (4) 市実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (5) 荒天等により大会開催が変更又は中止になった場合、市実行委員会の指示に基づく対応ができること。

8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製業務についても、必要に応じてこの基準を準用する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市弁当調製施設募集要領

1 趣旨

この要領は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定める。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達

3 応募要件

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市弁当調製施設選定基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「8 提出・問い合わせ先」まで郵送又はメール若しくは持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第2号）
- (2) 調査票（様式第3号）
- (3) 食品衛生監視票の写し（応募日の直近で行われたもの）
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 納税証明書（市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの）
- (6) 食品賠償保険証の写し
- (7) 法人の登記事項証明書

5 募集期間

令和9年1月25日（月）から令和9年2月26日（金）まで
持参の場合は午前9時から午後4時30分まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）
郵送及びメールの場合は締切日必着。

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。
選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。

- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが市実行委員会の弁当調製施設の選定業務に限り使用する（食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。
- (6) 競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要領を準用する。

8 提出・問い合わせ先

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会事務局
(塩尻市役所交流文化部国民スポーツ大会推進室内)
〒399-0738 塩尻市大門七番町4番3号
TEL : 0263-52-7612 FAX : 0263-52-8731
E-mail : kokuspo@city.shiojiri.lg.jp

附 則

この要領は、令和8年9月28日から施行する。

(様式第2号)

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会
会 長 百 瀬 敬 様

申請者住所(所在地) _____
商号または名称 _____
代表者役職名・氏名 _____
電話番号 _____
FAX 番号 _____

信州やまなみ国スポ塩尻市弁当調製施設誓約書兼承諾書

信州やまなみ国スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会(以下「市実行委員会」)が実施する弁当調達業務への協力に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容の確認のため、実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 市実行委員会が行う弁当調達業務に協力します。
- 誓約書兼承諾書及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
- 信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市弁当調製施設選定基準の内容を全て満たしていることを誓約します。
- 塩尻市暴力団排除条例(平成24年3月22日条例第7号)第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではありません。
- 本誓約書兼承諾書を以て選定基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

【添付書類】

- (1)食品衛生監視票の写し(応募日の直近で行われたもの)
- (2)営業許可証の写し
- (3)納税証明書(市町村税(本店所在地及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明できるもの)
- (4)食品賠償保険証の写し
- (5)法人の登記事項証明書

信州やまなみ国スポ塩尻市弁当調製施設 調査票

施設概要	ふりがな			
	施設名			
	所在地	〒		
	連絡先	TEL		FAX
		E-mail		
	ふりがな		ふりがな	
	代表者氏名		記入者（担当）氏名	
	主な事業内容	☐ 弁当 ☐ 仕出し ☐ その他（ ）		
	調理従事者数	（ ）人		
1日あたりの 弁当調製可能食数	平日（ ）食 土曜日（ ）食 日曜・祝日（ ）食			
リハーサル大会・国スポへの提供	リハーサル大会・国スポへの協力 (回答日時点での意向)	☐ 可能 ☐ 不可（理由： ）		
		☐ 現時点で不明 ☐ その他（ ）		
	リハーサル大会・国スポへの提供可能食数	平日（ ）食 土曜日（ ）食 日曜・祝日（ ）食		
	サンプル提供(本大会用)	☐ 可能 ☐ 不可 ☐ その他（ ）		
	メニュー日替わり 可能日数	（ ）日		
	発注数の変更 (発注数の変更対応可能時刻)	納入前日の ☐ 18時 ☐ 19時 ☐ 20時		
		☐ その他（ ）		
	単価に応じた弁当の調製	☐ 可能 ☐ 不可		
	実行委員会が指示する 弁当容器での提供	☐ 可能 ☐ 不可		
弁当付属品・おしながきの提供	【弁当付属品とは】 お茶、割り箸、お手拭き、持ち運び用のビニール袋 ☐ 可能 ☐ 不可 ☐ その他（ ）			
弁当の栄養価の算出	☐ 可能 ☐ 不可			

配達・回収	冷蔵車等の所有台数	冷蔵車	冷蔵車…10℃以下の保冷設備のある運搬車 ☐ 保有 () 台 ☐ 保有していない ☐ レンタル可能 () 台
	冷蔵車等による配達	☐ 可能 ☐ 不可 ☐ その他 ()	
	冷蔵車等の待機	☐ 可能 ☐ 不可 ☐ その他 ()	
	弁当ガラの当日回収	☐ 可能 ☐ 不可 ☐ その他 ()	
保険等	食品賠償保険等の加入	☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ その他 ()	
衛生管理体制	検食（保存食）の実施	☐ 実施している ☐ 実施可能 ☐ 実施していない	
	製造ラベルの貼付	☐ 実施している ☐ 実施可能 ☐ 実施していない	
	調理従事者等の検便	☐ 実施している (に一度)	
		☐ 実施可能 ☐ 実施していない	
	大量調理施設衛生管理マニュアル	☐ 対応している ☐ 対応予定	
	H A C C P に沿った衛生管理	☐ 実施している ☐ 実施していない ☐ 予定している	

※この調査台帳は製造所ごとに作成し提出してください。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市輸送・交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市輸送・交通基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は大会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、市実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む大会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅及び指定駐車場、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び大会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送・交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって塩尻市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する場合、必要に応じて当該選手・監督および役員等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

キ バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の指定

県実行委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境負荷軽減と交通混雑緩和のため、輸送対象者に対し、公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月17日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は「信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市警備・消防防災基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）における警備及び消防防災業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

警備及び消防防災業務の実施期間は、信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める大会前及び大会期間中とする。

3 実施場所

警備及び消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

警備及び消防防災業務の実施体制は、次のとおりとする。

(1) 大会開催前

市実行委員会は、関係機関等との連携を図りながら、平常時の業務体制で実施する。

(2) 大会期間中

信州やまなみ国スポ・全障スポ塩尻市実施本部内に警備・消防防災業務の担当を配置し、必要に応じて競技会場等の警備業務及び消防防災業務を実施する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 競技会場等における警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における事故及び事件の防止に関する事。
- (イ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
- (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (エ) 競技会場等における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (サ) 情報通信業務の実施に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生した場合は、関係機関等と連携を図り対応する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。

イ 塩尻市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 競技会場等における消防用設備および水利等の点検整備に関する事。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関する事。
- (カ) 競技会場等の予防査察に関する事。
- (キ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (ク) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会期間中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 競技会場等の救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合は、宿泊市町及び関係機関等と連携し対応する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生した場合は、関係機関等と連携し対応する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備及び消防防災業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和8年9月17日から施行する。